

判例研究

〔商法 五三九〕

公正なる会計慣行と銀行の支援の合理性 (日債銀粉飾決算事件差戻審判決)

東京高裁平成二三年八月三〇日判決

東京高裁平二二(カ)三〇号、各証券取引法違反被告事件、破棄自判(確定)

判例時報二三四号一二七頁、資料版商事法務三二二号一五三頁

〔判示事項〕

一 支援は、金融機関による将来の予測も含めた経営判断によって行われるものであるから、その合理性は、支援先の再建の確実性という画一的な観点から判断されるべきものではなく、裁量性のある金融機関の経営判断として許容範囲内にあるかどうか、という多様性を受容した観点から判断されるべきものである。

二 A銀行の追加的な支援の予定には合理性があり、平成一〇年三月期の決算における貸出金の償却又は引当の不足額については、犯罪の証明がない。

〔参照条文〕

証券取引法(平成一〇法一〇七号による改正前のもの) 一九七条一号

〔事実の概要〕

Y₁、Y₃は、A銀行(元日本債券信用銀行)の代表権を有する取締役であったが、平成一〇年六月二九日、共謀の上、大蔵省関東財務局長に対し、A銀行の平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日までの事業年度(以下「平成一〇年三月期」という)の決算には、二二〇五億七〇〇万円の当期末処理損失があったのに、取立不能のおそれあって

取立不能と見込まれる貸出金合計一五九二億三三〇〇万円の償却又は引当をしないことにより、当期未処理損失を六一二億七四〇〇万円に圧縮して計上した有価証券報告書を提出したとして当時の証券取引法一九七条一号の罪（虚偽記載有価証券報告書提出罪）に問われた。

第一審、控訴審、上告審での主な争点は、平成一〇年三ヶ月期決算に用いた決算基準が平成一七年改正前商法三二条二項の「公正ナル会計慣行」に当たるか否かというものであり、上記有価証券報告書作成には次のような背景があった。

昭和五七年四月一日付け大蔵省銀行局長通達に含まれる決算経理基準は、A銀行等の長期信用銀行にも適用されていた。決算経理基準は、平成九年七月三十一日改正されているところ、その改正前の決算経理基準は、少なくとも貸倒引当金の計上及び債権償却特別勘定の繰入れについては、税法基準を引用しており、法人税基本通達は、法人税法を受けて、貸倒れとして損金の額に算入できる場合及びその金額について、「債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しがないこと、（中略）その他これに類する事由が生じたため、当該貸金等の額の相当部分（おおむね五〇％以上）の金額につき回収の見込みがない

と認められるに至った場合、その回収の見込みがないと認められる部分の金額」と定めていた。

また、不良債権償却証明制度の下において、金融証券検査官が、回収不能が無価値と判断し、これに準ずる債権と証明した不良債権の金額は、原則として法人税法上の損金とされる扱いであり、その審査基準を定めていた「不良債権償却証明制度等実施要領について」は、法人税基本通達が定める基準について、「次に該当する場合は、『事業好転の見通しがない』と判断することは原則として適当ではないと考えられる」という項目の中に「債務者に対して追加的な支援（融資、増資・社債の引受、債務引受、債務保証等）を予定している場合」としていた。

その後、バブル経済の崩壊で金融システムの機能が低下したため、大蔵省は、金融システムの機能回復を図り、金融機関の自己責任原則と市場規律を機軸とした透明性の高い金融システムを構築するため、平成一〇年四月から早期是正措置制度を導入することとした。

そこで、大蔵省は、平成九年三月、金融機関が適正に貸出金の償却及び引当を行うためのものとして、資産査定通達を発出した。資産査定通達は、債務者をその状況により区分した上、金融機関の資産を回収の危険性及び価値の程

度により分類して、金融機関の資産を査定するものであった。

日本公認会計士協会は、それを踏まえて、平成九年四月、資産査定通達の正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の区分に応じて、貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱いを定めた四号実務指針を公表した。

大蔵省は、資産査定通達を発出したことに伴い、平成九年七月、不良債権償却証明制度を廃止し、決算経理基準を改正し、税法基準を引用して償却及び引当の処理を定めるのを改めて、償却する金額並びに債権償却特別勘定及び貸倒引当金に繰り入れる金額等を概括的ではあるが償却及び引当のための金額を算定する具体的な基準として、より具体的なものとして定めた（なお、これらの改正では、平成一〇年三ヶ月決算への適用を念頭に置いていた〔筆者注〕）。

A銀行は、資産査定通達に基づく査定基準として自己査定基準を作成し、これに従って行われた自己査定の結果に基づいて、平成一〇年三ヶ月決算案を策定し、常務会、取締役会及び株主総会での承認を経て、同期に係る有価証券報告書を完成させ、平成一〇年六月二十九日、大蔵省関東財務局長あてにこれを提出した。

上記自己査定結果によると、Bリース（メインバンクであるC銀行のほか、A銀行等三行を含めた主力四行から融資を受けて業務を営んでいた独立系ノンバンクで、平成七年四月から主力四行により三年間の予定で事業計画に基づく支援が開始されていた。）及びDリース（メインバンクであるE銀行や準メインバンクであるA銀行等から融資を受けて事業を営んでいた独立系ノンバンクである。）の債務者区分は破綻懸念先とされ、F社等一三社及びG社等五社の債務者区分は要注意先又は破綻懸念先としていたが、資産査定通達等の基準に従えば、上記会社の債務者区分はいずれも実質破綻先に当たり償却・引当不足額があると考えられた。

以上の事実関係を前提にして、第一審及び控訴審は、平成一〇年三ヶ月決算当時においては、資産査定通達等の示す基準に従って会計処理をすることが、平成一七年改正前商法三二条二項の定める唯一の「公正ナル会計慣行」になつていたとして、Y₁、Y₂、Y₃に対し虚偽記載有価証券報告書提出罪の成立を認めたが、上告審では、改正後の決算経理基準は、貸出先の査定に関して幅のある解釈が可能であり、明確性に乏しかったと認められる上、従来の税法基準を排除して改正後の決算経理基準に従うことも必ずしも明確で

はなかったとして、これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によって支援先等に対する資産査定を行うことも許容されるところ、原判決を破棄し、差し戻したのが本件である。

〔判決要旨〕

本判決では、上告審判決で示された、「平成一〇年三月期には、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準の定める基準が唯一の『公正なる会計慣行』にはなつて」いないことを前提に、追加的な支援が予定されているため「事業好転の見通しがない」とすることが適当でない取引先に当たるといえるための要件について次のように述べる。

「支援の合理性は、貸出金を回収する金融機関についてみるべきものであるから、債務者を再建できるかどうかによって判断されるのではなく、金融機関にとつて、貸出金の回収が、より多額になるとか、より早期になるなど、多少なりとも貸出金の回収を改善するものであるかどうかによって判断されるべきである。……支援が合理性を備えているといえるためには、債務者が貸出金の全額を返済できるようになるまでの必要はなく、債務超過を解消する方向

に向かえば、貸出金を回収するための引き当てとなる資産は増加することになるから、それで足りるといえるのである、所定の期間内に債務超過を解消できなければ、解消できない部分についてあらかじめ償却又は引当をすることも考えられる。」また、「金融機関の支援により事業が継続されていれば、その支援の合理性は、支援が償却及び引当を回避するためだけのものと認められるのでない限り、画一的な観点から判断されるべきではなく、金融機関及び支援先の置かれた状況を考慮した多様な観点から判断されるべきものである。

例えば、軌道に乗るまで期間を要して、ようやく収益に結び付くような事業もあり、そのような事業では、融資をするだけで、回収はできない期間が続く、その後債務超過の解消に向かう収益が生まれることになるから、事業の当初の状況だけから、支援の合理性を判断するのは相当ではなく、事業化計画と数年の実績との乖離の程度によって、支援の合理性を判断していく必要がある。そのような場合には、事業化が頓挫する危険もつきまとうから、事業の遂行に困難が生じた場合に、整理し清算する方針であったとしても、支援の合理性が否定されることにはならない。

また、将来は支援先の事業を整理し清算することを予定

していたとしても、保有資産に付加価値を付け、あるいは、経済情勢の変化による保有資産の値上がりを期待して、事業を継続することも考えられるから、そのための金融機関の支援も尊重されるべきであり、そのような場合に直ちに償却及び引当をしないことにも、十分な合理性があるといふことができる。

以上のように、支援は、金融機関による将来の予測も含めた経営判断によって行われるものであるから、その合理性は、支援先の再建の確実性という画一的な観点から判断されるべきものではなく、裁量性のある金融機関の経営判断として許容範囲内にあるかどうか、という多様性を受容した観点から判断されるべきものである。」と述べた上で、各社について個別に検討を行い、引当不足額について犯罪の証明がないとした。

〔研究〕

判旨に賛成。

一 本件は、従来よりも厳格な資産査定通達が発出された後に提出された有価証券報告書について、昭和五七年の決算経理基準（旧基準）による査定を行っていたために、取立不能と見込まれる貸出金を圧縮計上したとして、代表権

を有する銀行取締役が虚偽記載有価証券報告書提出罪に問われた事件である。上告審までは、平成九年に改正された決算経理基準（新基準）が発出されたことで、平成一七年改正前商法三二条二項の「公正ナル会計慣行」として唯一のものとなっていたのか否かが争点となっていたが、本件では、旧基準も併存するとする上告審判決を前提に、主に銀行の支援の合理性に関する一般論を述べた上で、個別の検討を行っている点に特徴を有する。このため、本稿では、判断の前提となっている「公正ナル会計慣行」について概括した上で、銀行の支援の合理性と判旨でも言及のある経営判断との関係について検討を行いたい。

二 旧基準は税法基準による資産査定を行うこととしていたが、平成九年七月に改正された新基準では、より厳格な基準へと改正された。しかし、A銀行が平成一〇年三月期の有価証券報告書を旧基準によって作成していたことから、決算書類の作成について定める商法三二条二項の「公正ナル会計慣行」に適合する決算書類となるのが問題となった。この問題点について本件に関係するところに当てはめてみると、①新基準が唯一のものとして適用されるのか否か、②排他的な適用がない場合は新基準と旧基準の併存がありうるのか、③新基準はいつから有効になり、またいつ

から排他性を持つようになる（もしくは旧基準が基準として認められなくなる）のかといった疑問が生じる（問題点の指摘及び③の新基準がいつから排他性（唯一性）を持つようになるかについては、江頭憲治郎『弥永真生編『会社法コンメンタール10巻』五六頁以下（商事法務・二〇一一年）を参考にした）。

この論点に関しては、同時期に旧基準によって作成した有価証券報告書を提出した日本長期信用銀行の役員が虚偽記載有価証券報告書提出罪で訴えられた事件（最判平成二〇年七月一八日、刑集六二巻七号二一〇一頁、裁判所時報一四六四号三頁、判例時報二〇一九号一〇頁、判例タイムズ一二八〇号一二六頁、金融法務事情一八五一号四四頁、金融商事判例一三〇六号三七頁）が先例として存在する。同事件でも、第一審及び控訴審では取締役の責任が肯定されたが、上告審では「資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は……新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる」点、「本件当時……従来のいわゆる税法基準の考え方による処理を排除して厳格に前記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえず、過渡的な状況にあったといえ」る点を指摘して取締役の責任を否定しており、本

件上告審判決でも同様の理由付けで差戻しをしている。

前述した問題点に照らしてみると、長銀最高裁判決及び本件上告審判決で明らかになっているのは、①については新基準は有効であるが、明確性が十分でないため排他性は認められないこと、②については、理由は明らかとなっていないが新基準に排他性がない以上、旧基準による有価証券報告書作成も認められること、③についても、明らかとなっていないが本件第一審では、(a)会計処理の基準として内容的な妥当性や合理性を有していること、(b)その周知も十分に図られていること、(c)実施に必要な準備期間も確保されていたことという要件を挙げており、また、本件控訴審では、「改正前の決算経理基準及び不良債権償却証明制度に基づく会計処理の方法と、改正後の決算経理基準及び資産査定通達等に基づくそれとを比較すると……両者の間には基本的な考え方において相容れないものがあるということができ、両者は両立し得ない関係に立つものと認められる上、かかる変更が通達の改正をもって、税法基準の削除と新たな基準の設定という形でなされていることに照らすと、決算経理基準の改正によって、税法基準に基づく会計処理は明示的に否定されたとみるのが相当である」として、基準の改正が上書きを意図していた点を挙げるものが

ある。

この点学説は、少なくとも本件及び長銀事件について、旧基準は有効であると考えられるものが多い（併存的であると考えているものとして、渡部晃「旧日債銀『粉飾決算』事件最高裁判事判決をめぐって〔下〕」商事法務一八九六号五三頁（二〇一〇年）、鈴木優典「税法基準による有価証券報告書の適正性」刑事法ジャーナル三四号一三四頁（二〇一二年）。公正なる会計慣行は改正後の決算経理基準のみであり、その中に税法基準による会計処理が含まれるのだと考えていると理解するものとして、久保大作「公正な会計慣行(2)」別冊ジュリスト二一四号（金融商品取引法判例百選）一五七頁（二〇一三年）。ただし、当時の金融危機を背景にした急激な基準の変更であったことを指摘するものもあり（額賀信「無視された不良資産処理の金融実務」エコノミスト三七〇五号四二頁（二〇〇四年）、この点で、本件は特殊な限界事例と考えるのが妥当であるように思われる。すなわち、本件のような通達の対象が銀行という特定の業界を対象としたものについては、通達に従って事務処理を行うことが慣習化しているものと思われる。そうであるとする、基準が併存的に存在するということは、通常は考えられないからである。

三　ところで、本件での主な争点は、上記の上告審判決での判示を前提とした支援の合理性についてである。旧基準においては税法基準を引用しており、その法人税法基本通達では債権特別償却勘定に繰り入れることができる場合に事業好転の見通しがないことをあげていたが、その例外的事例として、原則として金融機関が追加的な支援を予定している場合と定めていた。そうすると、債権特別償却勘定に入らないように解されるが、本件判旨では、事業好転の見通しがないのに追加的な支援をすることはなく、銀行が不良債権を隠すために支援を続ける動機があることから、支援の意思に加えて、支援が合理性を備えている必要があるとする。そして、その判断については結果として失敗（回収できなかった）ということもあり得るため、裁量性のある金融機関の経営判断として許容範囲内にあるかどうかという観点から判断されとする。

まず、本件判旨では、旧基準が参照する法人税法基本通達を基礎に、「金融機関が支援している債務者に対する貸出金について、その業況にかかわらず、償却及び引当を回避できるのは……金融機関に支援意思があり、支援が合理性を備えている場合であると解するのが相当」とし、完全な回収でなくても、貸出金の回収を改善するものであれ

ばよいとしている。さらに、例示として、事業が軌道に乗るまで期間を要する場合は、回収できない期間が続き、場合によっては事業化が頓挫する危険もあり得るから、事業の遂行が困難になって整理し清算することになっても、支援の合理性は否定されないとする。また、将来的に支援先の事業を整理し清算することを予定していても、保有資産に付加価値を付け、あるいは、経済情勢の変化による保有資産の値上がりを期待して、事業を継続することも考えられるから、そのための金融機関の支援も尊重されるべきとする。

このように本件判旨では、支援の合理性について幅広い経営上の裁量を認めている。例示される内容からは、仮に清算が予定されていても、経済状況の好転を期待して融資を継続することが認められれば、結局は銀行の支援の意思さえあれば、(適当な理由を付ければ) 事業好転の見込みがない会社は存在しなくなることを認めているように読み取れる。ただし本件判旨では、銀行の支援の意思に加えて、支援の合理性が必要である旨に言及しており、支援の意思だけでは不十分な旨を指摘している(金融機関の資産の評価においては、資産を過大に評価するメリットがあれば追加的な支援を装って、貸出金の償却及び引当を回避する

ことが考えられ」と具体的に指摘している)。支援の意思とその合理性は別々に評価可能であるから、理論的には別物と考えられるが、支援の合理性の幅を広くすると実際上は支援の意思さえあればよいことになる(鈴木優典「税法基準による有価証券報告書の適正性」刑事法ジャーナル三四号一三五頁(二〇一二年)も、「結局、法的または形式的破綻先でなければ追加的な支援を行うことによって、『貸出先の回収を改善する』という意味での『支援の合理性』が認められることになるから、実質的には銀行に『支援意思』があれば『事業好転の見通しがない』ことが否定され、償却及び引当を回避することができたといえよう」と指摘する)。そこで、支援の合理性は次で検討するように、客観的に判断可能な基準によって線引きされることが必要となる(ただし、そのように考えると、「不良債権償却証明制度等実施要領について」という通達が例外を作った意味は失われることになり矛盾が生じる)。

四 さらに本件判旨では、「支援は、金融機関による将来の予測も含めた経営判断によって行われるものであるから、その合理性は、支援先の再建の確実性という画一的な観点から判断されるべきものではなく、裁量性のある金融機関の経営判断として許容範囲内にあるかどうか、という多様

性を受容した観点から判断されるべきものである」と述べて、経営上の判断として保護される可能性と、その範囲の広さを指摘している。

本件の場合、支援の決定が行われると、不良債権として引当を行う必要がなくなり、当該支援の決定が不適切な場合には、それを元で作成した有価証券報告書に虚偽が発生して同虚偽記載罪が問われることとなる。支援の決定が不適切か否かは判断時点で不明確な場合もあり得るのが通常だから、刑事責任の違反においては、支援の合理性がないという認識を持っていた場合でなければ責任を問うべきではない（本件及び日本長期信用銀行事件判決について、罪刑法定主義の観点から位置づけた方がよいと述べるものとして、弥永真生「取締役の刑事責任をめぐる三つの裁判例」法律時報八二巻九号三三頁（二〇一〇年）。刑法外の法領域において不明確で過渡的な状況にあっても、刑事裁判所は積極的に判断を行い、解釈を示すべきとするものとして、品川智史「経済活動における刑事規制」法律時報八九巻九号二九頁（二〇一〇年）。

この点、民事責任については、金融機関取締役の融資責任が問われる事案において、次のように述べるものがある。融資の継続という観点から見たとき、回収可能性が低い

つなぎ融資を継続したが、結果として回収不能になったことから取締役の善管注意義務違反を株主が追及した事例である最判平成二十一年一月二七日（四国銀行株主代表訴訟事件）裁判所時報一四九六号八頁、判例時報二〇六三号一三八頁）では、「決裁関与取締役が本件各追加融資の実行を決裁したことに合理性が認められるのは、本件つなぎ融資の融資金の回収原資をもたらず……（救済的な公的）融資が実行される相当程度の確実性があり、これが実行されるまで甲会社の破綻、倒産を回避して、これを存続させるために追加融資を実行した方が、追加融資分それ自体が回収不能となる危険性を考慮しても、全体の回収不能額を小さくすることができると判断すること……に合理性が認められる場合に限られるものというべきである（括弧内は著者による）」と判示している。また、銀行が行う融資の合理性については、銀行法一条が言及する「公共性」から経営の安定性が求められるため、融資判断について、取締役は通常の注意よりも高い水準での判断が求められるとする、いわゆる高度注意義務を負うという見解もある（神吉正三「銀行取締役の注意義務(2)」龍谷法学四一卷四号一八頁（二〇〇九年）。支援の合理性を判断するに当たって、このように考えると本件判旨で示されているような、

単に経済状況の好転を期待するという理由でつなぎ融資を継続する判断は認められないように思われる。

経営上の判断に関するリーディングケースである最判平成二二年七月一五日（判例時報二〇九一号九〇頁、判例タイムズ一三三二二五〇頁、金融・商事判例一三五三二六頁）でも、「将来予測にわたる経営上の専門的判断にゆだねられていると解される。そして、この場合における株式取得の方法や価格についても、取締役において、株式の評価額のほか、取得の必要性、参加人の財務上の負担、株式の取得を円滑に進める必要性の程度等をも総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである」と判示している。ここで指摘される善管注意義務違反は、包括的業務執行を委任された取締役の債務不履行責任であり、債務不履行に当たった場合とは、予見可能性の存在と結果回避義務違反がある場合と考えられているから、金融機関の融資に当てはめると損失発生の予見可能性は常にあるから、結果回避が期待されるかという問題になる。しかし、前述しているような、単に経済状況の好転を待つために融資を継続するといったような経営上の判断については、その決定内容の著しい不

合理（結果回避義務違反）に当てはまると考えても差し支えないように思われる（経済の好転を待つという判断も合理的な範囲内に限られるだろう）。

さらに、不良債権又は株式の減損について償却・引当を行わなかった会社の取締役の民事責任が問われた事件において、会計基準の具体的適用の場面でも、経営者の判断の合理性を要求するものがある（宇都宮地判平成二三年一月二一日、判例時報二一四〇号八八頁。大阪地判平成二四年九月二八日（三洋電機違法配当事件）、判例時報二一九九号一〇四頁、金融・商事判例一四〇七号三六頁）。大阪地判平成二四年九月二八日では、「回復可能性は……：将来の不確実な事象についての予測であり、それ自体、経営者の経営判断の影響を強く受ける。したがって、その判断に当たっては、経営者の判断過程や判断内容等に合理性があるかという観点を無視できないはずである。そもそも、回復可能性は、会計上の見積りの一態様であって、それ自体、監査実務上、経営者の行った見積りの合理性の有無という観点から判断され、ある程度の許容範囲も認められていたのである……。このような当時の実務の状況からすれば、回復可能性の判断については、これに関する経営者の判断の合理性の有無という観点から決するのが相当」と言

及している。上記裁判例については、いわゆる（日本版）経営判断原則と類似した判断基準が用いられる可能性を示唆しているとする見解（弥永真生「公正なる会計慣行と経営者の判断」ジュリスト一四四九号三頁（二〇一三年））や、同じ公正なる会計慣行を使っても具体的適用については幅があることを明らかにした事例といえるのではなかろうかという見解（藤田祥子「会社の行った会計処理について、公正なる会計慣行に適合しない違法性を認めることはできず、したがって実施した配当には配当可能利益を欠くような違法が認められないとされた事例」法学研究八六卷八号一二三頁（二〇一三年））もある。

このように、判断の合理性の許容範囲や位置付けについて見解は分かれるが、会計基準の具体的適用の場面でも、取締役の民事責任については判断の合理性の有無が責任発生の要素となる。これに対して、前述したように、刑事責任については、支援の合理性がなかったことの認識が必要になるため、支援の合理性がないと認定された後にその認識の有無が問われることとなり、民事責任とは要件が異なる。本件判旨では、支援の合理性について、結果回避義務の有無を検討した結果、支援の合理性があったと認定して責任不発生としたものと考えられ、民事責任、刑事責任と

もに、支援の合理性の認定については、同様の基準を用いていることを示唆する点に、本件の意義があるものと考えられる。

長畑 周史